

第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(案)概要

【重症心身障がい・医療的ケア分野 関係箇所抜粋】

1 計画の性格及び位置づけ

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法第33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」、及び障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に加え、読書バリアフリー法第8条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」を一体化した計画として策定する。

【各計画の関係】

区分/年度	平成										令和										
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8				
岐阜県障害者計画	第2期岐阜県障害者支援プラン (計画期間:5年)					岐阜県障がい者 総合支援プラン (計画期間:3年)					第2期岐阜県障がい者 総合支援プラン (計画期間:3年)			第3期岐阜県障がい者 総合支援プラン (計画期間:3年)					第4期岐阜県障がい者 総合支援プラン		
岐阜県障害福祉計画	第2期岐阜県 障害福祉計画 (H20~H23)		第3期岐阜県障 害福祉計画 (計画期間:3年)																		
岐阜県障害児福祉計画																					
岐阜県障害者文化芸術活動推進計画																					
岐阜県読書バリアフリー推進計画																					
岐阜県難聴児の早期発見・早期療育推進計画																					

※障害児計画は、国の定める「基本指針」に即して定めることとされ、重症心身障がい・医療的ケア関係では、令和8年度末までに次の成果目標を地域の实情に応じ設定することとされています。

【成果目標】

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）。
- ・県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること及び県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

2 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

3 基本目標

障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。

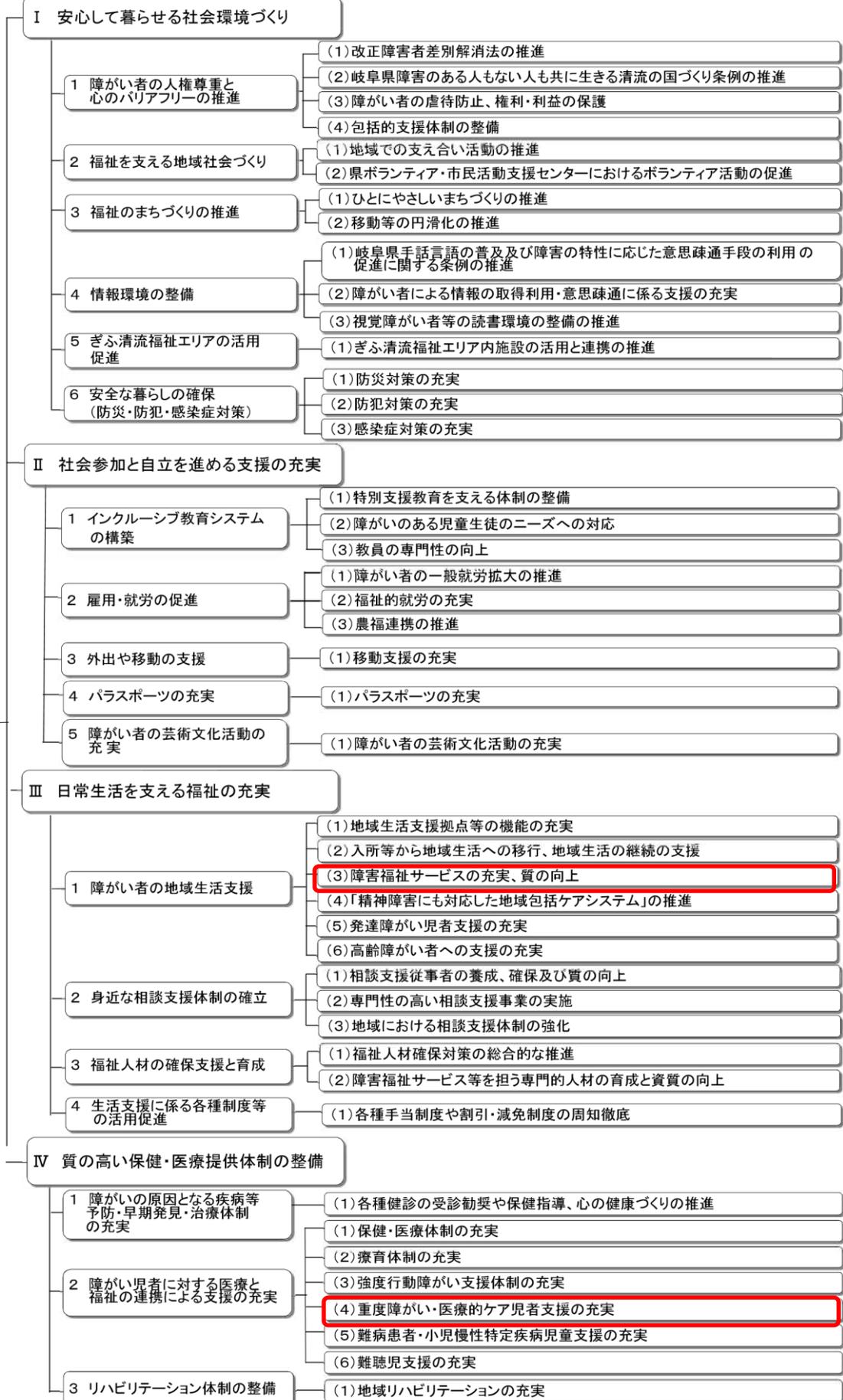
4 施策体系

次ページのとおり

5 分野別施策（重症心身障がい・医療的ケア分野）

別添「資料2-2」のとおり

基本目標 障がいのある人もない人も共に活躍し、安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます



第 4 章分野別施策

【重症心身障がい・医療的ケア分野 関係箇所抜粋】

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(3) 障害福祉サービスの充実、質の向上



現状と課題

- 障害福祉サービス等を提供する事業所については、年々増加してきましたが、一部のサービスによっては、まだまだ不足するサービスもあります。また、事業所の増加に合わせ、サービスの質の向上も求められています。
- 平成 30 年度に、介護保険サービスと障害福祉サービスとの間で相互参入がし易くなる共生型サービス制度が導入されました。
- 平成 30 年度における障害福祉サービス事業所等の情報公表制度導入により、事業者情報を広く一般公開することが必要とされました。
- 近年、障害福祉サービス事業所等の数の増加に伴い、不正請求や虚偽の人員配置等による行政処分の件数も増加していることから、事業所に対してより効果的な指導監督を実施することが必要となっています。
- 本県では、令和 4 年 3 月に「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、年齢、地域等の状況によらず、全ての県民がその恩恵を享受できる、安心・安全なデジタル社会である岐阜県を目指し、取組みを進めています。
- 多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図るため、今後、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核的役割を担う必要があります。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用する必要があります。

- 市町村によって、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に関する実施要綱を整備できていないところがあります（R4時点で18市町村が未整備）。
- コミュニケーション支援等、多様化する難病患者のニーズに対応できる支援者の養成が必要です。

今後の取組み

【障害福祉サービスの確保と充実】

- 障害福祉計画（第5章）に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、障害児通所支援及び居住系サービス等について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- 障害福祉サービス等を提供する事業所に対して適正な指導・監査を実施するとともに、必要に応じて行政処分等の行政上の措置を機動的かつ適切に実施することより、事業所の質の向上に努めます。
(健康福祉部障害福祉課)
- 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質的充実を図ります。
(健康福祉部障害福祉課)
- 情報公表制度における事業者情報の公表率を100%とすべく、事業所の情報公表への取組みを推進します。
(健康福祉部障害福祉課)
- 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を促進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がい者が増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。
(健康福祉部障害福祉課)
- 障害福祉サービス施設等の業務省力化、生産性向上のため、介護ロボット、ICT機器等の導入を推進します。
(健康福祉部障害福祉課)

- 平成 30 年 4 月に導入された「共生型サービス」については、社会的、地域的ニーズを踏まえ、県条例等の基準に沿って、共生型サービスの適切な実施を推進します。

【障がい者の地域生活支援関連（再掲）】（健康福祉部高齢福祉課）
（健康福祉部障害福祉課）

- 難病患者等が安心して在宅での療養生活を送れるよう、難病患者の多様化するニーズに対応できる支援者の養成・資質向上に引き続き取り組みます。

（健康福祉部保健医療課）

【障がい児支援の充実】

- 多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供など児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で市町村の児童発達支援センターの設置を促していきます。

（健康福祉部障害福祉課）

- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の利用できる障害児通所支援事業所の確保を図るため、医療的ケアに対応できる看護師や介護職員の増加を図ります。

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、特別アドバイザー等の派遣や圏域の自立支援協議会等で保育所等訪問支援の活用・整備を促していきます。

（健康福祉部障害福祉課）

- 障がいのある子どもの安全を守るため、障害児通所支援事業所等において、送迎用バスへの安全装置等の設置を支援します。

（健康福祉部障害福祉課）

- 障害児通所支援事業所等において事務の効率化により従事者の負担を軽減し、事故防止に繋げるため、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器及び登降園管理システムの導入を支援します。

（健康福祉部障害福祉課）

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
指導監査の予定計画数に対する実施割合	97% (R4)	100%	
児童発達支援センターが設置された圏域数	3 圏域 (R4)	5 圏域	

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数	21 市町村 (R4)	42 市町村	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数	18 市町村 (R4)	42 市町村	

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(4) 重度障がい・医療的ケア児者支援の充実



現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制が充実する一方で、医療的ケアが必要な障がい児が年々増加し、また、医療的ケアが必要な障がい児の寿命も延びています。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児の入所ニーズも増加しています。

今後の取組み

【医療的ケアが必要な障がい児者在宅支援体制の充実】

- 医療的ケアが必要な障がい児者を介護する家族を支援するため、重症心身障がい在宅支援センターみらいにおいて相談対応や家族間ネットワークづくりを行うほか、保護者のレスパイトに役立つ短期入所事業所等の増加を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 岐阜大学大学院医学系研究科内に設置した小児在宅医療教育支援センターの運営、医師・看護師・セラピストなど医療従事者向けの実務的・専門的な研修、医療・福祉等の支援を総合的に調整できるコーディネーターの養成及び喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアが必要な障がい児者を支援する医療・福祉人材の育成・確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 医療的ケアが必要な障がい児者の在宅生活を支える医療・保健・障がい福祉・保育・教育等の関係者による多職種連携の推進に向け、顔の見える関係づくりを目的とした研究会

の開催や協議の場を設置することで、医療的ケアが必要な障がい児者支援体制の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 在宅の医療的ケアが必要な障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児(者)いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 医師や看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児在宅医療に関する研究会等により、医療的ケアが必要な障がい児者に対する訪問診療・訪問看護ができる医療機関等の確保を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

【入所施設の整備・運営】

- 県立希望が丘こども医療福祉センターにおいて、医療的ケアが必要な障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所などを行い、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部医療整備課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

数値目標

項目	基準値 (時点)	R8 末目標	備考
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置(市町村においては、圏域での設置を含む)	1 県 (R4)	1 県	
	5 圏域 (R4)	5 圏域	
	21 市町村 (R4)	42 市町村	
超重症児(者)・準超重症児(者)の短期入所月平均利用日数	509 日 (R4)	610 日	
超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な短期入所事業所数(累計)	27 箇所 (R4)	29 箇所	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(累計)	40 人 (R4)	50 人	